

平成30年人事に関する統計報告に係る調査の概要

第1 目的

人事行政の適正な運営を図るために必要な統計資料を作成することを目的とする。

第2 法的根拠

地方公務員法第8条第1項第1号

第3 調査対象

- 1 職員の給与に関する条例の適用を受ける職員
- 2 学校職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員
- 3 神奈川県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員
- 4 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受ける職員
- 5 任期付研究員の採用等に関する条例の適用を受ける職員
- 6 任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員

ただし、上記1から4までの職員のうち、臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。

市町村立学校職員は、動態統計の対象から除く。

再任用職員は、動態統計及び経年統計の対象から除く。

第4 調査時期

- 1 静態統計 平成30年4月1日現在（同日の採用者を含み離職者を除く。）
- 2 動態統計 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの1年間
- 3 経年統計
(静態統計) 平成26年統計から平成30年統計まで
(動態統計) 平成25年度統計から平成29年度統計まで

第5 調査事項

- 1 静態統計 職員の現員配置、給料表、職層、学歴、年齢、性別等からみた職員の構成
- 2 動態統計 職員の採用及び離職の状況
- 3 経年統計
 - (1) 静態統計 平成26年以降の職員の現員配置、年齢、性別の状況
 - (2) 動態統計 平成25年度以降の採用及び離職の状況

第6 調査項目

1 部局等の区分

職員の所属している部局等を任命権者を中心に次のとおり区分する。

(1) 県の機関

- ア 知事部局（労働委員会事務局を含む。）
- イ 企業局
- ウ 教育局・教育機関（エを除く。）
- エ 県立学校
 - (ア) 高等学校・中等教育学校
 - (イ) 特別支援学校
- オ 警察本部
- カ その他
 - (ア) 議会局
 - (イ) 人事委員会事務局
 - (ウ) 監査事務局
 - (エ) 選挙管理委員会
 - (オ) 神奈川海区漁業調整委員会事務局及び内水面漁場管理委員会事務局

(2) 市町村立学校（県費負担教職員）

- ア 小学校
- イ 中学校
- ウ 特別支援学校
- エ 定時制高等学校
- オ 学校給食施設（学校給食法第6条に規定する共同調理場をいう。）

2 職員の区分

職員を次のとおり区分する。

一般職員	行政職給料表(1)、行政職給料表(2)、海事職給料表(1)、海事職給料表(2)、大学教育職給料表*、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、福祉職給料表、学校栄養職給料表、学校行政職給料表、企業行政職給料表、特定任期付職員給料表、第1号任期付研究員給料表及び第2号任期付研究員給料表の適用職員
大学教員等*	大学教育職給料表*の適用職員
教 員	教育職給料表の適用職員
警 察 官	公安職給料表の適用職員
現業職員	技能職給料表の適用職員

* 大学教育職給料表の適用職員は平成30年4月1日の保健福祉大学の公立大学法人化に伴い、静態統計については「一般職員」に、動態統計については「大学教員等」に区分している。

3 職層の区分

職員の職層を次のとおり区分する。

(1) 一般職員(再任用職員を除く。)

<p>理事 ・局長級</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職給料表(1)の職務の級が9級及び10級の職 ・企業行政職給料表の職務の級が9級及び10級の職 ・研究職給料表の職務の級が6級の職 ・医療職給料表(1)の職務の級が4級の職 <p style="text-align: right;">} 左記の職のうち、行政職給料表(1)の職務の級が9級及び10級の職に相当する職</p>
<p>部長級</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職給料表(1)の職務の級が8級の職 ・企業行政職給料表の職務の級が8級の職 ・大学教育職給料表の職務の級が4級の職 ・研究職給料表の職務の級が6級の職 ・医療職給料表(1)の職務の級が4級の職 <p style="text-align: right;">} 左記の職のうち、行政職給料表(1)の職務の級が8級の職に相当する職</p>
<p>課長級</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職給料表(1)の職務の級が7級の職 ・医療職給料表(2)の職務の級が6級の職 ・医療職給料表(3)の職務の級が7級の職 ・企業行政職給料表の職務の級が7級の職 ・福祉職給料表の職務の級が6級の職 ・大学教育職給料表の職務の級が3級及び4級の職 ・研究職給料表の職務の級が5級の職 ・医療職給料表(1)の職務の級が3級の職 <p style="text-align: right;">} 左記の職のうち、行政職給料表(1)の職務の級が7級の職に相当する職</p>
<p>グループ リーダー級</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職給料表(1)の職務の級が6級の職 ・海事職給料表(1)の職務の級が6級の職 ・医療職給料表(2)の職務の級が5級の職 ・企業行政職給料表の職務の級が6級の職 ・学校行政職給料表の職務の級が6級の職 ・福祉職給料表の職務の級が5級の職 ・研究職給料表の職務の級が5級の職 ・医療職給料表(1)の職務の級が3級の職 ・医療職給料表(3)の職務の級が6級の職 <p style="text-align: right;">} 左記の職のうち、行政職給料表(1)の職務の級が6級の職に相当する職</p>
<p>副主幹</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職給料表(1)の職務の級が5級の職 ・企業行政職給料表の職務の級が5級の職 ・学校行政職給料表の職務の級が5級の職 ・研究職給料表の職務の級が4級の職 ・海事職給料表(1)の職務の級が5級の職 ・大学教育職給料表の職務の級が2級及び3級の職 ・医療職給料表(1)の職務の級が2級の職 ・医療職給料表(2)の職務の級が4級の職 ・医療職給料表(3)の職務の級が6級の職 ・福祉職給料表の職務の級が4級の職 <p style="text-align: right;">} 左記の職のうち、行政職給料表(1)の職務の級が5級の職に相当する職</p>

主 査	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職給料表(1)の職務の級が4級の職 ・医療職給料表(3)の職務の級が5級の職 ・企業行政職給料表の職務の級が4級の職 ・学校行政職給料表の職務の級が4級の職 ・学校栄養職給料表の職務の級が4級の職 ・海事職給料表(1)の職務の級が4級及び5級の職 ・大学教育職給料表の職務の級が1級及び2級の職 ・研究職給料表の職務の級が3級の職 ・医療職給料表(1)の職務の級が2級の職 ・医療職給料表(2)の職務の級が4級の職 ・福祉職給料表の職務の級が4級の職 	左記の職のうち、行政職給料表(1)の職務の級が4級の職に相当する職
主任主事	<ul style="list-style-type: none"> ・行政職給料表(1)の職務の級が3級の職 ・医療職給料表(2)の職務の級が3級の職 ・医療職給料表(3)の職務の級が4級の職 ・企業行政職給料表の職務の級が3級の職 ・学校行政職給料表の職務の級が3級の職 ・学校栄養職給料表の職務の級が3級の職 ・福祉職給料表の職務の級が3級の職 ・海事職給料表(1)の職務の級が4級の職 ・大学教育職給料表の職務の級が1級の職 ・研究職給料表の職務の級が3級の職 ・医療職給料表(1)の職務の級が2級の職 	左記の職のうち、行政職給料表(1)の職務の級が3級の職に相当する職
主 事	<ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県職員の職の設置等に関する規則等（以下「職の設置規則等」という。）に規定する主事、事務主事、司書、学校司書の職及びこれに相当する職 	
技 師	<ul style="list-style-type: none"> ・職の設置規則等に規定する技師、学芸員、学校栄養技師の職及びこれに相当する職 	

(2) 教 員

校 長
副校長・教頭
総括教諭
教 諭
養護教諭
栄養教諭
助教諭
養護助教諭
講 師
実習助手
寄宿舎指導員

(3) 警 察 官

（警察法第62条に規定する警察官の階級のうち次の階級等）

警 視
警 部
警 部 補
巡 査 部 長
巡 査 長
巡 査

- (4) 現業職員
- (5) 再任用職員
- (6) 任期付研究員
- (7) 任期付職員

4 異動の区分

職員の異動の形態により次のとおり区分する。

(1) 採用

現に県職員(臨時的任用職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)でない者を職員の職に任命する場合

(2) 離職

職員が職員としての身分を失った場合

5 その他

(1) 学歴

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則及び学校職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の第5条及び第13条(これらの規定を現業職員の給与に関する規則において準用する場合を含む。)並びに神奈川県企業職員の給与に関する規程第6条及び第14条の規定による学歴

(2) 前歴の区分

職員となる直前の経歴により次のとおり区分する。

ア 新規学卒、民間企業等

イ 他官公庁

(3) 離職理由

離職の理由により次のとおり区分する。

ア 定年、任期満了

イ 勸奨

ウ 他官公庁

エ 免職、失職

オ 死亡

カ 辞職

(4) 年齢

調査年の4月1日現在の年齢